

身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正（2023年2月10日九州旅客鉄道株式会社公告第16号）

現行	改正
(前略)	(前略)
<p>(割引率)</p> <p>第7条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p>	<p>(割引率)</p> <p>第7条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p> <p><u>2 旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。）第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合には、その合計額に対して前項の割引率を適用する。</u></p>
(以下略)	(以下略)

附則

九州旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（1987年4月1日九州旅客鉄道株式会社公告第5号）の一部を改正し、2023年3月18日から施行します。